

令和3年6月25日

令和3年6月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月25日（金）午後1時30分から午後1時50分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （13人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
3番 黒住 敬
4番 笠井 義晴
5番 吉浦 武夫
6番 山口 弘司
8番 藤井 利夫
9番 中村 恒夫
10番 吉村 忠
12番 大西 佐知子
13番 加藤 賢司
14番 井内 茂種

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
報告第35号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第36号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

局長 11番乗内委員が来られておりませんが、定刻となりましたので、ただいまより令和3年6月石井町農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 （乗内委員から欠席の電話がある。）

それでは、出席委員が14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は9番中村委員と12番大西委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議長 次に議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条規定による許可申請に対する意見については、2件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号99及び100については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号99について、高原字中島の担当であります8番藤井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

8番 受付番号99について説明いたします。

令和3年6月15日に矢部会長と山口委員、私の3名で、借人と現地にて、農地法第5条の規定による許可申請について、聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は、高原字中島〇〇〇番、登記簿は田ですが、現況は雑種地です。面積は355㎡です。貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇との使用貸借契約になります。

貸人〇〇〇〇は、この土地を農地として利用していましたが、高齢により耕作できなくなり、休耕地となっていました。

これを借人〇〇〇〇の駐車場として、今日まで利用していましたが、農地法に違

反する状況であると分かったため、今回の申請に至ったということです。

申請地は、南側が町道に面し、周囲はコンクリート擁壁で囲われており、雨水は地面に浸透させるため、周囲の農地に悪影響が出ることはないと思われま

す。また、既に転用されているため、始末書が提出されております。

以上のことから許可やむを得ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。つづいて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号99の申請地は、農用区域から除外されております。

一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、おおむね50m以内に3戸以上の家屋が連たんし、集落に接続しております。

概要につきましては、ただいま藤井委員が説明されたとおりです。

申請地の現況地目は雑種地で、約100m東の事業所に勤務する従業員の駐車場として現在使用されており、追認のため申請されたものです。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等についても問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

議長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号99について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号99は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして受付番号100について、石井字城ノ内の担当であります2番久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

2番 受付番号100について説明いたします。

令和3年6月15日に矢部会長と加藤職務代理、田幡委員、事務局職員、私の5名で、本件の委任を受けている〇〇行政書士と石井字城ノ内の現地で、現況確認と転用計画の聞き取りを行いました。

申請地は、コンクリート壁やブロック塀で囲われるなど、土砂の流出の心配はありません。

城ノ内〇〇〇番は、現在、水稻栽培が行われております。この土地の東西の隣接地は住宅地と雑種地です。南側は、町道を挟んで田がありますが。手前に〇〇〇番を挟んでおり、ここが進入路となるため太陽光の反射は、特に問題ないと考えます。

また、申請地は整地のみで、防草シートを施工しないため、雨水は地下浸透します。

雑草については、過去の取り扱い事例に基づき適時に除草を実施し、特に害虫の発生時期の土地の管理に注意を払うことを確認しました。

周囲はフェンスを設置し、侵入対策を施します。

譲渡人〇〇〇〇は、年齢を考え、土地の有効活用の為、太陽光発電用地に転用します。なお、譲受人〇〇〇〇は、実績が少ないものの四国電力との電力需給契約の案内書面の写しが提出されております。

麻名用土地改良区の意見書にも問題はなく、以上のことから許可相当と考えられますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。つづいて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号100の申請地は、農用地区域から除外された第2種農地であります。

概要につきましては、ただいま久米委員が説明されたとおりです。

転用目的は太陽光発電設備の設置であり、再生可能エネルギー発電事業計画が認定されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等についても問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

議 長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号100について、許可相当という意見を県知事に送付するという
ことに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

議 長 全員賛成でございますので、受付番号100は許可相当という意見を県知事に送
付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。報告第35号、農地法第4条第1項第8号の規定による
届出については1件受理しました。
報告第36号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願については1件受
理しました。
報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたしま
す。
（質問なし）

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
それでは只今をもちまして、令和3年6月石井町農業委員会総会を閉会いたしたい
と思います。慎重審議ありがとうございました。